

## 家畜衛生情報

令和4年8月2日  
(通算第565号)  
長野県庁家畜防疫対策室  
電話 026-235-7232

ポリネーション\*<sup>1</sup>や趣味でみつばちを  
飼う方も飼育届の提出が必要です！



◇みつばちを飼育する方は毎年1月末までに飼育届を所在地の都道府県に提出する  
必要があります。(養蜂振興法第3条第1項)

◇ポリネーションで飼育届の提出が必要となるのは、**農作物の作付規模に比べて著しくみ  
つばちが多い場合、通年飼育を行う場合**が該当です。

(参考：一般社団法人日本養蜂協会 HP『<https://www.beekeeping.or.jp/farmer/pollinating-manual>』)

◇**趣味の場合**でも提出が必要です。

◇**飼育届の提出者は、みつばちの所有者です**。下記を参考に所管の農業農村支援センタ  
ーへ提出をお願いします。

- ・養蜂農家所有のみつばちは、現行どおり**養蜂農家が提出**して下さい
- ・養蜂農家が園芸農家へ**貸出**した場合は、**養蜂農家が提出**して下さい
- ・養蜂農家が園芸農家へ**販売**した場合は、**園芸農家が提出**して下さい
- ・趣味でみつばちを飼う方は、**本人が提出**して下さい

みつばちは適切に管理しましょう！



◇みつばちに異常を確認した場合は、**家畜保健衛生所へ相談**して下さい。

◇園芸農家や趣味で飼育している方は、**貸出・販売元の養蜂農家にも相談**して下さい。

◇使用後の巣箱は、放置せず適切に**返却・焼却**しましょう。



適切な届出と管理が、みつばちの伝染性疾病の  
発生とまん延防止につながります！！

## ツマアカスズメバチに関する情報提供



- ◇令和4年5月に福岡県福岡市及び同県糟屋郡久山町において、特定外来生物のツマアカスズメバチが確認されました。
- ◇ツマアカスズメバチは、樹木の高い位置に営巣することが多く、主に**みつばち**などの昆虫を捕食されると言われています。

### ◇これまでの経緯

平成 24 年 10 月	長崎県対馬市で国内初確認
平成 27 年 1 月	特定外来生物に指定
平成 27 年 9 月	福岡県北九州市で確認
平成 28 年 5 月	宮崎県日南市で確認
平成 29 年 9 月	長崎県壱岐市で確認
平成 30 年 10 月	大分県大分市で確認
令和 元年 11 月	山口県防府市で確認
令和 4 年 5 月	福岡県福岡市及び同県糟屋郡久山町で確認 <b>New!</b>



養蜂業への影響が心配されています…

ツマアカスズメバチに関する情報は環境省ホームページからもチェックできます。参考にして下さい！

『<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/tsumaaka.html>』

ご不明な点はこちらへお問い合わせください



地域振興局	電話番号	地域振興局	電話番号
佐久	0267-63-3145	木曾	0264-25-2221
上田	0268-25-7127	松本	0263-40-1917
諏訪	0266-57-2913	北アルプス	0261-23-6511
上伊那	0265-76-6813	長野	026-234-9514
南信州	0265-53-0414	北信	0269-23-0209
県庁家畜防疫対策室	026-235-7232		

# みつばち飼育届提出フロー

